

## 「有価証券の寄託の受入れ等に関する規則」の一部改正について

令和 2 年 1 月 14 日  
日本証券業協会

### I. 改正の趣旨

「民法の一部を改正する法律」(平成 29 年法律第 44 号)(平成 29 年 6 月 2 日公布、令和 2 年 4 月 1 日施行)において、「混合寄託」に係る規定が新設されたことに伴い所要の整備を図るため、「有価証券の寄託の受入れ等に関する規則」の一部を改正することとする。

### II. 改正の骨子

(1) 「混蔵寄託契約」の語を「混合寄託契約」の語に改める。

(第 2 条第 3 号、第 3 条第 1 項、第 4 条、第 5 条、第 9 条第 2 項第 2 号、第 17 条第 2 項第 2 号)

(2) 「混蔵保管」の語を「混合保管」の語に改める。(第 3 条第 2 項第 2 号)

### III. 施行の時期

この改正は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

※ 本改正は、法令の改正に伴う形式的なものであり、実質的に規則の内容を変更するものではないことから、パブリック・コメント手続は実施しない。

○ 本件に関するお問い合わせ先

日本証券業協会 自主規制企画部 (TEL 03-6665-6769)

以 上

「有価証券の寄託の受入れ等に関する規則」の一部改正について

令和 2 年 1 月 14 日

( 下 線 部 分 変 更 )

新	旧
<p><b>第 1 章 総 則</b></p> <p>(有価証券の寄託の受入れ等の制限)</p> <p><b>第 2 条</b> 会員は、次の各号に掲げる場合のほか、顧客から有価証券の寄託の受入れ等を行ってはならない。</p> <p>1・2 ( 現行どおり )</p> <p>3 <u>混合寄託契約</u>による場合(債券、投資信託の受益証券並びに株式会社証券保管振替機構、金融商品取引所及び決済会社が行う振替決済、外国証券及び外国証券の売買その他の取引に係る<u>混合寄託契約</u>に限る。)</p> <p>4・5 ( 現行どおり )</p> <p style="text-align: center;"><b>第 2 章 保護預り契約</b></p> <p>(契約の締結)</p> <p><b>第 3 条</b> 会員は、顧客から単純な寄託契約又は混合寄託契約により有価証券の寄託を受ける場合には、当該顧客と保護預り約款に基づく有価証券の寄託に関する契約(以下「保護預り契約」という。)を締結しなければならない。</p> <p>2 前項の保護預り約款には、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。ただし、会員の業務内容等に鑑み、あらかじめ顧客との間で保護預り契約を締結する必要のないことが明確な事項についてはこの限りでない。</p> <p>1 ( 現行どおり )</p> <p>2 <u>混合保管等</u>に関する同意事項</p> <p>3～15 ( 現行どおり )</p> <p>3・4 ( 現行どおり )</p> <p>(抽選償還が行われることのある債券の取扱い)</p> <p><b>第 4 条</b> 会員は、抽選償還が行われることのある債券について顧客から<u>混合寄託契約</u>により寄託を受ける場合は、当該債券が抽選償還に当選した場合における被</p>	<p><b>第 1 章 総 則</b></p> <p>(有価証券の寄託の受入れ等の制限)</p> <p><b>第 2 条</b> ( 同 左 )</p> <p>1・2 ( 省 略 )</p> <p>3 <u>混蔵寄託契約</u>による場合(債券、投資信託の受益証券並びに株式会社証券保管振替機構、金融商品取引所及び決済会社が行う振替決済、外国証券及び外国証券の売買その他の取引に係る<u>混蔵寄託契約</u>に限る。)</p> <p>4・5 ( 省 略 )</p> <p style="text-align: center;"><b>第 2 章 保護預り契約</b></p> <p>(契約の締結)</p> <p><b>第 3 条</b> 会員は、顧客から単純な寄託契約又は混蔵寄託契約により有価証券の寄託を受ける場合には、当該顧客と保護預り約款に基づく有価証券の寄託に関する契約(以下「保護預り契約」という。)を締結しなければならない。</p> <p>2 ( 同 左 )</p> <p>1 ( 省 略 )</p> <p>2 <u>混蔵保管等</u>に関する同意事項</p> <p>3～15 ( 省 略 )</p> <p>3・4 ( 省 略 )</p> <p>(抽選償還が行われることのある債券の取扱い)</p> <p><b>第 4 条</b> 会員は、抽選償還が行われることのある債券について顧客から<u>混蔵寄託契約</u>により寄託を受ける場合は、当該債券が抽選償還に当選した場合における被</p>

新	旧
<p>償還者の選定及び償還額の決定の方法等を明らかにした社内規程を設けなければならない。</p> <p>2 会員は、抽選償還が行われることのある債券について顧客から<u>混合寄託契約</u>により寄託を受けるときは、あらかじめ前項の社内規程について顧客の了承を得るものとする。</p> <p><b>(寄託を受けた有価証券の口座処理)</b></p> <p><b>第 5 条</b> 会員は、第 3 条第 4 項の規定により口座を設定した場合は、当該顧客から単純な寄託契約又は<u>混合寄託契約</u>により寄託を受けた有価証券の出納保管は、すべてその口座により行わなければならない。</p> <p><b>第 4 章 照合通知書及び契約締結時 交付書面</b></p> <p><b>(照合通知書による報告)</b></p> <p><b>第 9 条</b> ( 現行どおり )</p> <p>2 前項に規定する照合通知書には、次の各号に掲げる事項 (MMF 又は中期国債ファンド等のキャッシングに係るものを除く。) を記載するものとする。</p> <p>1 ( 現行どおり )</p> <p>2 単純な寄託契約、委任契約、<u>混合寄託契約</u>又は消費寄託契約に基づき寄託を受けている有価証券及び振替口座簿への記載又は記録等により管理している有価証券 (次号に掲げるものを除く。) の直近の残高</p> <p>3～6 ( 現行どおり )</p> <p><b>3～5</b> ( 現行どおり )</p> <p><b>第 6 章 特別会員</b></p> <p><b>(照合通知書による報告)</b></p> <p><b>第 17 条</b> ( 現行どおり )</p> <p>2 前項に規定する照合通知書には、登録金融機関業務に係る次の各号に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>1 ( 現行どおり )</p> <p>2 単純な寄託契約、委任契約又は<u>混合寄託契約</u>に基づき寄託を受けている有価</p>	<p>償還者の選定及び償還額の決定の方法等を明らかにした社内規程を設けなければならない。</p> <p>2 会員は、抽選償還が行われることのある債券について顧客から<u>混蔵寄託契約</u>により寄託を受けるときは、あらかじめ前項の社内規程について顧客の了承を得るものとする。</p> <p><b>(寄託を受けた有価証券の口座処理)</b></p> <p><b>第 5 条</b> 会員は、第 3 条第 4 項の規定により口座を設定した場合は、当該顧客から単純な寄託契約又は<u>混蔵寄託契約</u>により寄託を受けた有価証券の出納保管は、すべてその口座により行わなければならない。</p> <p><b>第 4 章 照合通知書及び契約締結時 交付書面</b></p> <p><b>(照合通知書による報告)</b></p> <p><b>第 9 条</b> ( 省 略 )</p> <p>2 ( 同 左 )</p> <p>1 ( 省 略 )</p> <p>2 単純な寄託契約、委任契約、<u>混蔵寄託契約</u>又は消費寄託契約に基づき寄託を受けている有価証券及び振替口座簿への記載又は記録等により管理している有価証券 (次号に掲げるものを除く。) の直近の残高</p> <p>3～6 ( 省 略 )</p> <p><b>3～5</b> ( 省 略 )</p> <p><b>第 6 章 特別会員</b></p> <p><b>(照合通知書による報告)</b></p> <p><b>第 17 条</b> ( 省 略 )</p> <p>2 ( 同 左 )</p> <p>1 ( 省 略 )</p> <p>2 単純な寄託契約、委任契約又は<u>混蔵寄託契約</u>に基づき寄託を受けている有価</p>

新	旧
<p>証券及び振替口座簿への記載又は記録等により管理している有価証券（第3号から第6号に掲げるものを除く。）の直近の残高</p> <p>3～7 （ 現行どおり ）</p> <p><b>3～6</b> （ 現行どおり ）</p> <p style="text-align: center;"><b>付 則</b></p> <p>この改正は、令和2年4月1日から施行する。</p>	<p>証券及び振替口座簿への記載又は記録等により管理している有価証券（第3号から第6号に掲げるものを除く。）の直近の残高</p> <p>3～7 （ 省 略 ）</p> <p><b>3～6</b> （ 省 略 ）</p>